



2026 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 日産車体株式会社  
代表者名 取締役社長 富山 隆  
(コード番号 7222 東証スタンダード)  
問合せ先責任者 法務・広報部部長 齊藤義雄  
(TEL. 0463-21-8001)

## 株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、当社株主である INTERTRUST TRUSTEES(CAYMAN)LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP 及び株式会社ストラテジックキャピタル（以下、総称して「本提案株主」といいます。）より、2026 年 6 月 25 日開催予定の第 103 回定時株主総会における議案について株主提案（以下、「本株主提案」といいます。）を行う旨の書面（以下、「本株主提案書」といいます。）を受領し、その内容について検討を重ねてまいりました。その結果、本日開催の当社取締役会において、本株主提案について反対することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### I. 本株主提案の内容及び理由

##### 1. 議題

- 1 剰余金の処分の件（別途積立金の取り崩し）
- 2 剰余金の処分の件（特別配当）

##### 2. 議案の要領及び提案の理由

別紙「本株主提案の内容」に記載のとおりです。

なお、本提案株主から提出された本株主提案書の該当箇所を原文のまま掲載しております。

#### II. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

- 1 剰余金の処分の件（別途積立金の取り崩し）
- 2 剰余金の処分の件（特別配当）

##### (1) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案について、以下の理由で反対いたします。

##### (2) 反対の理由

当社は、独立した上場企業として、適切な株主還元、持続的成長の為の投資、長期操業停止等の不測の事態への備えを総合的に勘案し、中長期的視点で健全な経営に努めております。

株主還元につきましては、配当性向 30%以上を目処としつつ、安定した配当を継続的に行うよう努める配当政策の下、第 103 期は前期比 2 円 50 銭の増配を提案しており、引き続き適切な株主還元を検討してまいります。

次に、投資につきましては、生産車種の商品力強化や生産能力向上の為の継続した投資とともに、日産の経営再建計画 Re: Nissan を受けての湘南工場における量産終了後のサービス部品生産量拡大に向けた設備投資等、引き続き持続的成長の為の投資を見込んでおります。

更に、長期操業停止等の不測の事態に備える為、震災等の自然災害をはじめ、近年増大している地政学リスクや昨今一段と脅威が高まりつつあるサイバーリスク等から当社の損害規模を想定することで予測した今後の資金需要から判断すると、現状の内部留保を維持することが適切だと考えます。

他方、本株主提案は、当社の別途積立金の全額を繰越利益剰余金に振り替えた上、分配可能額の全額について特別配当を実施するというものであり、独立した上場企業である当社の持続的な成長のた

めの投資の必要性・重要性及び不測の事態が生じた場合を想定した資金需要が一切考慮されておらず、当社の持続的な成長や中長期的な経営の健全性確保の観点から、適切ではないと考えています。

以上の理由により、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

以上

(別紙「本株主提案の内容」)

※本提案株主から提出された本株主提案書の該当箇所を原文のまま掲載しております。

## 第1 提案する議題

1. 剰余金の処分の件 (別途積立金の取り崩し)
2. 剰余金の処分の件 (特別配当)

## 第2 提案の内容

株主提案において記載する会社数値は単体と記載がない限りは全て連結計算書類に基づいている。また、1株当たり連結純資産の計算においては、発行済株式数から自己株式数を控除するほか、企業会計基準適用指針第4号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」に従い算定する。

### 1. 剰余金の処分の件 (別途積立金の取り崩し)

#### (1) 減少する剰余金の項目及びその額

項目：別途積立金

金額：228億48百万円

#### (2) 増加する剰余金の項目及びその額

項目：繰越利益剰余金

金額：228億48百万円

ただし、本定時株主総会において決議される本議案以外の積立金の取り崩しに係る剰余金処分案（以下「その他積立金取り崩し議案」という。）に基づき別途積立金が減少する場合、(1)及び(2)に記載の金額228億48百万円は、228億48百万円から、その他積立金取り崩し議案に基づく別途積立金の減少金額を控除した金額に読み替える。

本議案は、本定時株主総会にその他積立金取り崩し議案が提案された場合、これらの提案とは独立かつ両立するものとして、追加で提案するものである。

### 2. 剰余金の処分の件 (特別配当)

以下の通り剰余金の配当を行う。

期末配当に関する事項

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社の普通株式1株につき、本定時総会の開催日の翌日における会社法461条に定める分配可能額（第1号が可決されて別途積立金が取り崩された場合、増加した繰越利益剰余金を加算したもの）から本定時株主総会において当社の提案する剰余金処分に関する議案（以下「会社利益処分案」という。）に基づき配当される剰余金の総額を控除した金額を、本定時株主総会の議決権の基準日現在の発行済株式数から自己株式数を控除した株式数（以下「本議案配当対象株式数」という。）で除した金銭（1円未満切り捨て。以下「本議案配当金額」という。）を配当する。

本議案配当金額の総額は、本議案配当対象株式数に本議案配当金額を乗じた額となる。

なお、2025年3月期末における単体の買換資産圧縮積立金、圧縮積立金、別途積立金及び繰越利益剰余金の総額を分配可能額と仮定し、また、2025年12月末における発行済株式数から自己株式数を控除した株式数を本議案配当対象株式数と仮定して試算した場合、本議案配当金額は、1株当たり1044円となる。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
本定時株主総会の開催日の翌日

なお、本議案は、本定時株主総会に会社利益処分案が提案された場合、当該提案とは独立かつ両立するものとして、追加で提案するものである。

### 第3 提案の理由

#### 1. 剰余金の処分の件（別途積立金の取り崩し）

本議案は、別途積立金の全額を繰越利益剰余金に振り替えることを目的とするものである。

当社は別途積立金として約228億円を積み立てているが、最後に別途積立金の取り崩しが決議されたのは2002年6月に開催された株主総会であり、20年以上の長期にわたり、その存在意義が説明されることもなく放置されている。

別途積立金は当社の剰余金処分に一定の制限を課すものであって、充実した株主還元により株主価値を向上させることへの障壁となり得る。現に、本議案が否決されて別途積立金の全額が繰越利益剰余金に振り替えられることなく、かつ、次号議案が可決された場合、本議案が可決された場合と比べて1株当たりの配当金額が168円減少すると試算される。

そこで、別途積立金については全額を取り崩し、株主への配当原資として株主価値向上のために用いるべきである。

#### 2. 剰余金の処分の件（特別配当）

本議案は、期末の剰余金の配当総額を分配可能額の上限まで増加させることを目的とする。

当社は、少数株主の2/3以上が選任に反対しているにもかかわらず、代表取締役社長を含む業務執行取締役4名中3名を日産出身者が占める状況が継続している。また、当社は売上の95%超を日産に依存しているが、2009年3月期以降、ROEが8%を超えたのは1期のみ、直近5期では1~2%台と、取引条件の妥当性が疑われるほか、2018年4月27日以降、株価は解散価値を下回る状況が継続している。

そもそも当社は、日産の一工場に過ぎず、本来は非公開化されるべきである。仮に上場を維持するならば、日産による信用補完とCMSを活用し、一切の内部留保を行わずに最大限の配当を行うべきである。

なお、当社はCMSを通じた現金の調達が可能であり、かつ、当社の事業と信用は完全に日産に依存しているため、本議案は当社の事業活動に何ら悪影響を与えない。

以上